

# 川口市物品購入業者指名等選定基準

(趣旨)

第1条 この基準は、川口市契約に関する規則（昭和39年規則第14号）で定める市が発注する物品等の購入に関し、指名競争において指名する業者及び随意契約の相手方を選定する場合に、必要な事項を定めるものとする。

(業者の指名)

第2条 業者の指名に当たっては、市内業者育成に特に配慮するとともに、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 不誠実な行為の有無及び経営の状況
- (2) 過去の実績
- (3) 受注能力及び技術的適応性
- (4) 地理的条件

(指名業者数)

第3条 1件の物品購入に係わる参加業者の指名数は概ね次のとおりとする。

- |                             |      |
|-----------------------------|------|
| (1) 予定価格が5万円を超え50万円以下の場合    | 2社以上 |
| (2) 予定価格が50万円を超え100万円以下の場合  | 3社以上 |
| (3) 予定価格が100万円を超え300万円以下の場合 | 4社以上 |
| (4) 予定価格が300万円を超え500万円以下の場合 | 5社以上 |
| (5) 予定価格が500万円を超える場合        | 6社以上 |

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定によらないことができる。

- (1) 特殊な機械、器具等を購入する場合
- (2) 特許権を有する等、その業者でなければ購入できない場合
- (3) 市内登録業者のうち、前条を満たす業者が前項に規定する業者数を下回り、かつ時価に比して有利な価格で契約を締結する見込みがあるとき
- (4) 緊急の必要により、真にやむを得ないと認められる場合

附則

この基準は、昭和62年4月1日から実施する。

この基準は、平成20年4月1日から実施する。

この基準は、平成27年4月1日から実施する。